

Q&A

No	質問	回答
1	医療扶助オンライン資格確認が始まると、紙の医療券は無くなるのか？	<p>次の場合、紙の医療券を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が医療扶助オンライン資格確認に対応していない ・被保護者がマイナンバーカードを所持していない（使用しない場合を含む） ・中国残留邦人は、医療扶助のオンライン資格確認の対象外 <p>※要否意見書は紙のままです。従来通りの対応が必要です。</p> <p>※当面の間は、オンライン資格確認の対象者も紙の医療券の送付を継続する予定です。</p>
2	マイナンバーカードを利用して受診したときは福祉事務所へ連絡しなくてよいか？	未委託の医療機関の場合は、委託情報を登録する必要があるため、福祉事務所へ問い合わせをしてください。
3	受給者にはオンライン資格確認が開始されることを知らせているのか？	受給者には4月に文書で案内しました。
4	医療扶助のオンライン資格確認のためのシステム改修はどのように行えばよいか？	システム導入については、厚労省のホームページをご確認ください。岡山市のホームページからリンクを張っています。また、医療保険のオンライン資格確認に対応したシステム業者にご相談ください。
5	医療機関の窓口でマイナンバーカードをカードリーダーに置いたが、保険証として使えなかった（R6.4時点）	<p>岡山市では4月運用開始を予定していましたが、4月末あるいは5月頭からの開始となる見込みです。それまでは、今まで通り紙の医療券で受診をお願いします。なお、マイナンバーカードを医療券として利用するには、事前にマイナポータルなどで保険証利用の申し込みを行う必要があります。</p> <p>また、医療機関が生活保護のオンライン資格確認に対応していない場合があります。その場合は、紙の医療券で受診をしてください。</p>
6	医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関の情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html
7	新たに生活保護の受給を開始した患者について、マイナンバーカードでの資格確認は、いつからできるか？	<p>生活保護の受給決定開始決定から1か月程度かかる場合があります。</p> <p>福祉事務所において資格情報を登録する必要があるため、しばらくお待ちいただくか、従来通り福祉事務所へ紙の医療券の発券を依頼してください。</p>